

令和4年度第1回小金井市消防団運営審議会次第

1 開催日時 令和4年7月26日（火） 18時30分から

2 開催場所 小金井市役所第一会議室
（本庁舎3階）

3 議 題

- (1) 消防団員の改選結果について
- (2) 出動手当の改正について
- (3) 令和3年度常備消防費・非常備消防費決算について
- (4) 令和4年度消防費予算について
- (5) その他

4 配布資料

- 資料1 小金井市消防団運営審議会委員名簿
- 資料2 小金井市消防団員改選事務日程表
- 資料3 小金井市消防団員名簿
- 資料4 令和4年度小金井市消防団員改選結果について
- 資料5 出動手当の改正について
- 資料6 令和3年度常備消防費・非常備消防費決算について
- 資料7 令和3年度月別消防団員出動状況
- 資料8 令和4年度消防費予算について

小金井市消防団運営審議会委員名簿

任期 令和3年6月 1日から
令和5年5月31日まで

令和4年7月26日現在

No.	職名	氏 名	選任根拠条例		備 考
1	委員	尾 島 勉	条例第3条第2項第1号	学識経験者	
2	委員	野 口 和 史	条例第3条第2項第1号	学識経験者	会長
3	委員	田 中 康 夫	条例第3条第2項第1号	学識経験者	
4	委員	當 麻 圭 治 郎	条例第3条第2項第1号	学識経験者	
5	委員	岸 野 静 夫	条例第3条第2項第1号	学識経験者	
6	委員	湯 沢 綾 子	条例第3条第2項第2号	市議会議員	
7	委員	村 山 ひ で き	条例第3条第2項第2号	市議会議員	
8	委員	森 戸 よ う 子	条例第3条第2項第2号	市議会議員	
9	委員	田 村 裕 一	条例第3条第2項第3号	消 防 団 長	
10	委員	小 澤 賢 治	条例第3条第2項第4号	副 市 長	
11	委員	飯 泉 和 久	条例第3条第2項第5号	関係行政機関	小金井消防署長

小金井市消防団員改選事務日程表

区		分	令和3年度	令和元年度(参考)	
1	消防団運営審議会		第1回	8月26日(木)	7月29日(月)
			第2回		
			第3回		
2	答申(市長からの諮問:8月26日)		9月15日(水)	9月25日(水)	
3	消防団推薦委員委嘱手続き				
	(1)	消防団員推薦委員候補者選出の依頼	9月17日(金)	9月25日(水)	
	(2)	消防団員推薦委員名簿の提出期限	10月11日(月)	10月15日(火)	
	(3)	消防団員推薦委員委嘱状の送付	10月20日(水)	10月21日(月)	
4	改選説明会の開催について				
	(1)	第一分団(上之原会館)	11月11日(木)	11月22日(金)	
	(2)	第二分団(梶野会館)	11月15日(月)	11月20日(水)	
	(3)	第三分団(友愛会館)	11月17日(水)	11月5日(火)	
	(4)	第四分団(丸山台集会所)	11月2日(火)	10月30日(水)	
	(5)	第五分団(貫井北町集会場)	11月8日(月)	10月29日(火)	
5	現任団員への留任依頼書送付		1月25日(火)	1月27日(月)	
6	消防団員候補者名簿提出期限		3月中旬	3月中旬	
7	消防団員辞令交付式		4月1日(金)	4月1日(水)	
8	退団式		4月25日(月)	7月9日(木)	

小金井市消防団員名簿

令和4年7月1日現在

1 団員構成

団 長	田村 裕一
副 団 長	折笠 一寿
副 団 長	渡邊 昌孝
本部分団長	鴨下 寛樹
本部分団長	佐原 涼太

分団別	第一分団	第二分団	第三分団	第四分団	第五分団
分団長	川又 健次	船田 知孝	高橋 雅人	益田 健	橋田 数彦
副分団長	福平 恵一	高橋 大亮	若尾 一樹	鴨下 勇司	宮脇 茂伸
副分団長	吉田 光宏	瀧澤 太	井上 清久	大澤 寿男	三笠 新太郎
部 長	清水 学	佐藤 浩一	見城 亮治	森田 和道	林 健博
班 長	水野 七海	能登 正樹	高橋 忍	小谷野 友浩	横山 喜和
班 長	秋山 健次	櫻井 章喜	鴨下 大樹	大久保 憲二	遊佐 礼緒
班 長	井指 行喜	志垣 竜一	渡邊 巧	小林 卓	小井土 優介
団 員	田中 満	蔵本 孝浩	清水 正	横山 秀弘	吹春 保隆
団 員	松原 勇介	鈴木 孝文	鶴羽 直孝	鈴木 昭信	本多 貴司
団 員	三輪 龍生	野口 大輔	秋元 隆志	谷嶋 章一	藤原 克浩
団 員	辻 正一郎	小林 秀義	茂木 翔太	佐藤 友紀	彌 榮 龍
団 員	北岡 徹	落合 義朗	丹澤 純		山本 健裕
団 員		中村 直樹	櫻井 貴之		福 富 翔
団 員					天野 秀達
団 員					

2 退職団員等

本 団	第一分団	第二分団	第三分団	第四分団	第五分団
須藤 善雄	弭間 佑	鴨下 繁明	渡邊 昌孝		佐原 涼太
	北村 秀樹	高橋 宏和	大久保 隆		鳴海 大介
		谷上 美登			鈴木 健太郎
		中山 道広			田中 稔
		細田 真宏			本橋 登
					湯浅 独活

※網掛けは新団員

※渡邊 昌孝、佐原涼太は本団へ

令和 4 年度小金井市消防団員改選結果について

1 団員構成（令和 4 年 7 月 1 日時点）

（単位：人）

分団別	本団	第一分団	第二分団	第三分団	第四分団	第五分団	計
定数	8	15	15	15	15	15	83
今期実員	5	12	13	13	11	14	68
前期実員	4	12	13	13	11	15	68

※ 前期実員は、令和 4 年 3 月末時点の人数

2 新入団員数（令和 4 年 7 月 1 日時点）

（単位：人）

分団別	本団	第一分団	第二分団	第三分団	第四分団	第五分団	計
令和 4 年度		2	5	2	0	5	14
令和 2 年度		1	2	4	1	2	10
平成 30 年度		5	3	2	6	4	20
平成 28 年度		3	1	3	4	4	15
平成 26 年度		5	4	3	4	4	20
平成 24 年度		5	4	2	3	4	18
平成 22 年度		6	3	3	5	4	21

※ 令和 2 年度以前の new 入団員数は、各年度の消防団運営審議会開催月時点

3 平均年齢（令和 4 年 7 月 1 日時点）

（単位：齢）

分団別	本団	第一分団	第二分団	第三分団	第四分団	第五分団	計
令和 4 年度	48.6	42.7	42.5	39.5	42.3	42.7	42.4
令和 2 年度	53.0	39.9	41.5	38.2	40.5	40.7	40.9
平成 30 年度	53.0	33.4	38.1	35.8	37.8	38.5	37.3
平成 28 年度	47.8	38.8	36.7	35.5	38.8	38.2	36.7
平成 26 年度	49.0	36.8	36.4	35.7	35.1	37.7	35.6
平成 24 年度	47.8	35.3	33.5	36.8	35.7	38.7	35.5
平成 22 年度	47.5	33.6	35.4	34.7	36.3	34.7	34.1

※ 令和 2 年度以前の平均年齢は、各年度の消防団運営審議会開催月時点

4 平均団歴（令和 4 年 4 月 1 日時点）

（単位：年）

分団別	本団	第一分団	第二分団	第三分団	第四分団	第五分団	計
令和 4 年度	3.6	5.3	6.4	6.1	8.3	5.5	6.1(7.5)
令和 2 年度	3.5	6.1	7.1	6.9	6.0	6.0	6.2(7.3)
平成 30 年度	5.0	3.3	5.9	7.0	4.5	4.9	5.2(6.1)
平成 28 年度	3.6	4.8	5.1	7.1	5.8	4.6	5.4(6.4)
平成 26 年度	3.7	4.4	5.3	6.0	4.7	3.9	4.8(6.0)
平成 24 年度	3.6	3.5	4.5	7.7	5.0	3.5	4.8(5.8)
平成 22 年度	3.5	3.7	4.8	7.1	4.4	3.1	4.6(5.4)

※ () は、本団の団歴でなく、通算の団歴で算出した場合

※ 令和 2 年度以前の平均団歴は、各年度の 4 月 1 日時点

出動手当の改正（案）について

1 経緯

消防団員数は全国的に見ても減少の一途をたどっており、地域防災力の低下が憂慮される状況となっている。このため、総務省消防庁は、消防団員確保のための方策を検討し、令和3年4月に今後必要な措置として取り組むべき事項や留意事項を別紙1のとおり助言としてまとめ、令和3年4月に「非常勤消防団員の報酬等の基準」（別紙2）を定めた。

小金井市においても団員の確保は年々困難になっている現状があることから、この基準に従い、必要な措置を講ずるため、出動手当の見直しを図るものである。

2 基準と現状の対応

	項目	総務省基準	小金井市	備考
①	年額報酬 (団員階級の報酬)	36,500円	144,000円	
②	出動報酬または出動手当(日額)	8,000円	3,800円	1日活動した時の金額。市では日額の定めがない。
③	出動の対価	報酬	手当	市では出動に対する費用弁償と位置づけている。
④	団員への支給方法	直接支給	直接支給	

3 市における改正について

(1) 方向性

- ① 年額報酬については市が基準を大きく上回っているところであるが、団員確保が目的であるため、総務省基準に合わせた引下げは行わない。
- ② 出動報酬については、総務省基準と同額の日額を新たに定める。何をもちて1日と見なすかについては、他市の基準等を参考に定める。
- ③ 出動手当は出動報酬に改める。また、出動に対する交通費については費用弁償を行わない。なお通常、報酬は課税対象だが、出動報酬については条件付きで非課税扱い(※)となる。

※ 国税庁「所得税基本通達の制定について」(法令解釈通達) 令和4年3月23日一部改正により、水火災又は地震等に係る出動(火災原因調査又は警戒等に係る出動を除く)は1日につき8,000円、それ以外は1日につき4,000円まで非課税。

- ④ 支給方法については、従前どおり直接支給とする。

(2) 改正案

活動内容	出動報酬の額
水火災または地震等に係る出動で、4時間を超えるもの(警戒等に係る出動を除く)	(1日につき)8,000円
上記以外の活動	(1日につき)3,800円

(3) 施行日

令和5年4月1日（予定）

参考：水火災の長時間活動事例（直近3年間）

日付	事案	分団の従事時間
令和元年 6月23日（日）	火災（梶野町）	2時間20分～4時間
令和元年10月12日（土）	台風	8～10時間
令和2年 3月27日（金）	火災（本町）	3～4時間
令和2年 4月25日（土）	火災（緑町）	3時間20分～4時間10分
令和3年 2月19日（金）	火災（中町）	1時間20分～2時間15分
令和3年12月25日（土）	火災（中町）	2時間～2時間20分
令和4年 5月 7日（土）	火災（東町）	1時間～2時間35分
令和4年 5月27日（金）	火災（梶野町）	1時間35分～2時間40分

「消防団員の処遇等に関する検討会」中間報告概要

① 消防団の現状

- ・令和2年4月1日時点の消防団員数は81万8,478人と2年連続で1万人以上減少する危機的状況（特に20代の消防団入団者数が10年間で約4割減少）であること。
- ・他方、災害が多発化・激甚化する中、消防団の役割も多様化しており、一人ひとりの消防団員の負担も大きくなっていること。
- ・こうした消防団員の労苦に報いるため、消防団員の処遇改善が不可欠と考えられること。
- ・処遇改善は消防団員の士気向上や家族等の理解につながり、ひいては消防団員の確保にも資すること。

② 出動手当

- ・出動手当を見直し、出勤に応じた報酬制度（「出勤報酬」）を創設すること。また、出勤に関する費用弁償（実費）については、別途必要額を措置すること。
- ・災害（火災・風水害等）に関する出勤報酬は、1日＝7時間45分を基本とし、予備自衛官等の他の類似制度を踏まえ、7,000～8,000円程度の額を、標準的な額とすること。
- ・災害以外の出勤報酬についても、市町村において、出勤の態様（訓練や警戒等）や、業務の負荷、活動時間等を勘案して均衡のとれた額となるよう定めること。
- ・支給方法については、団員個人に直接支給すべきであること。

③ 年額報酬

- ・即応体制を取るために必要な作業や、消防団員という身分を持つことに伴う日常的な活動に対する報酬として、出勤報酬の創設後も引き続き支給すべきであること。
- ・金額については、「団員」階級の者については年額36,500円を標準的な額とし、「団員」より上位の階級にある者等については、市町村において、業務の負荷や職責等を勘案して均衡のとれた額となるよう定めること。
- ・支給方法については、団員個人に直接支給すべきであること。

④ 消防団の運営に必要な経費

- ・本来団員個人に直接支給すべき経費（年額報酬や出勤報酬等）と、消防団や分団の運営に必要な経費（装備や被服に係る経費、維持管理費、入団促進や広報に係る経費等）は適切に区別し、それぞれを市町村において適切に予算措置すべきであること。

⑤ 市町村における対応

- ・①から④を踏まえ、市町村において消防団と協議のうえ、十分な検討を行い、必要な条例改正及び予算措置を実施すべきであること。

⑥ 国や都道府県における対応

- ・国においては、出勤報酬や年額報酬の標準的な額やその支給方法等の基準を定めるとともに、①から⑤について市町村に対して助言を行うこと。また、国は財政措置のあり方について、財政需要の実態を踏まえ十分な検討を行うこと。
- ・都道府県においても、市町村に対し必要な助言等の支援を行うこと。

⑦ 今後の検討事項

- ・報酬等に関する議論は、中間報告をもって結論とし、国・都道府県・市町村は早急に消防団員の報酬等の改善に向けた取組を進めること。
- ・消防団員の確保のためには、報酬等の改善のほか、社会的評価の向上や広報、訓練のあり方など、他にも取り組むべき重要な課題があるため、本検討会において、これらの項目について引き続き精力的に検討すること。

非常勤消防団員の報酬等の基準

消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律（平成25年法律第110号）第13条に掲げる必要な措置を実施するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第1項及び第3項に規定する非常勤消防団員の報酬及び費用弁償に係る基準を次のように定める。

第1 非常勤消防団員の報酬の種類は、出勤回数によらず年額により支払われる年額報酬及び出勤に応じて支払われる出勤報酬の二種類とする。ただし、地域の実情に応じ、このほかの報酬を定めることを妨げない。

第2 年額報酬の額は、「消防団員の階級の基準」（昭和39年消防庁告示第5号）に定める「団員」階級の者については、年額36,500円を標準とする。「団員」より上位の階級にある者等については、市町村（一部事務組合を含む。以下同じ。）において、業務の負荷や職責等を勘案し、標準額と均衡のとれた額となるよう定める。

第3 出勤報酬の額は、災害（水火災又は地震等の災害をいう。以下同じ。）に関する出勤については、1日当たり8,000円を標準とする。災害以外の出勤については、市町村において、出勤の態様（訓練や警戒等）や業務の負荷、活動時間等を勘案し、標準額と均衡のとれた額となるよう定める。

第4 上記に掲げる報酬のほか、消防団員の出勤に係る費用弁償については、交通費として支払うものを別途措置する。

第5 報酬及び費用弁償は、消防団員個人に対し、活動記録等に基づいて市町村から直接支給する。

非常勤消防団員の報酬等の基準に係る留意点について

非常勤消防団員の報酬等の基準（以下「基準」という。）に掲げる事項については、以下の点に留意すること。

・基準全体について

この基準は、令和4年4月1日から適用すること。ただし、特に第5の支給方法については、従前より消防庁から助言していることも踏まえ、市町村において前倒しで実施することが望ましいこと。

・第1について

報酬の種類については、報酬が勤務に対する反対給付であることに鑑み、即応体制をとるために必要な作業や消防団員という身分を持つことに伴う日常的な活動に対する基本給的な性格を持つ年額報酬と、出動に対する出動報酬の二種類を定めていること。

なお、年額報酬・出動報酬のうち、以下の金額までの部分については費用弁償であることに留意すること。

- ・年額報酬 5万円
- ・出動報酬（災害に関する出動に係るもの） 1日当たり8,000円
- ・出動報酬（上記以外の出動に係るもの） 1日当たり4,000円

また、当該費用弁償については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第3項に規定する費用の弁償として支払われるものであること。

・第2について

年額報酬の額については、基準に定める標準額を上回る報酬額が適切でないという趣旨ではなく、基準の適用日前に標準額を上回る報酬額を定めている場合には、本通知の処遇の改善を図るという趣旨に照らして検討すること。

また、「団員」より上位の階級にある者や機能別団員等の年額報酬については、市町村において業務の負荷や職責等を勘案して均衡のとれた額を定めること。

・第3について

出動報酬の額については、年額報酬と同様、基準に定める標準額を上回る報酬額が適切でないという趣旨ではなく、基準の適用日前に標準額を上回る報酬額等（出動に係る費用弁償の額を含む。）を定めている場合には、本通知の処遇の改善を図るという趣旨に照らして検討すること。

また、災害以外の出動については、標準額と比較して業務の負荷や活動時間等を勘案して均衡のとれた額を定めること（均衡をとる観点から、警戒・訓練等について、標準額を下回る額を定めることは差し支えない）。

短時間の出動や日付をまたぐ出動、1日に複数回の出動といった場合の取扱いについても、基本的には、業務の負荷や活動時間等を勘案し、標準額と比較して均衡をとりつつ、具体的な取扱いについては、各市町村において定めること。

ただし、大規模災害等で出動が長期間にわたる場合には、出動報酬の支給単位は出動日数に関わらず「1回」とするのではなく、「1日」とすることが適当であること。さらに、この場合の出動報酬の額は、標準額と均衡をとりつつも、市町村の判断で更に引き上げることも差し支えないこと。

・第4について

消防団員の出動に係る交通費として支払う費用弁償については、地域の実情に応じて各市町村において定めることとし、その際には、他の非常勤職員の例によることが適当であること。

・第5について

報酬及び費用弁償については、団員個人に直接支給すること。

団（分団・部等を含む。以下同じ。）経由で団員個人に支給することも、透明性の観点から適切ではなく、団員個人に直接支給すること。

一部の団員については個人に直接支給し、その他の団員については団に支給する等の方法も、団員間の公平性の観点から適切ではなく、団員個人に直接支給すること。

令和3年度常備消防費・非常備消防費決算について

(単位：円)

科 目		予 算 現 額		支出済額
款 項	目	節		
		区 分	金 額	
	9 消防費		1,636,178,000	1,612,606,607
	1 消防費		1,636,178,000	1,612,606,607
	1 常備消防費		1,481,395,000	1,481,395,000
	1 3 委託料		1,481,395,000	1,481,395,000
	・ 消防事務都委託金			
	2 非常備消防費		77,348,000	58,982,759
	1 報酬		12,138,000	11,648,000
	・ 団員報酬			(11,557,000)
	4 共済費		267,000	218,824
	・ 消防団員福祉共済制度掛金			(189,774)
	・ 東京都市町村民交通災害共済			(29,050)
	7 報償費		1,298,000	1,268,930
	8 旅費		27,338,000	17,639,600
	・ 出動手当			(17,639,600)
	9 交際費		200,000	45,000
	1 0 需用費		6,516,000	6,155,650
	・ 防寒衣			(980,100)
	・ 消防団員用備蓄食料			(368,928)
	・ 第一分団詰所南側地先整備			(544,500)
	・ 消火栓標示区画線修繕			(266,200)
	1 1 役務費		3,664,000	3,216,152
	・ 消防団員傷害保険、支援隊ボランティア保険			(2,425,570)
	1 2 委託料		1,693,000	1,362,284
	・ 消防団員健康診断委託料 (34人分)			(510,884)
	・ 消防団出初式会場設営等委託料			(385,000)
	・ 消防団出初式車両交通等誘導委託料			(334,400)
	・ 消防団員緊急連絡システム運用委託料			(132,000)
	1 3 使用料及び賃借料		1,152,000	1,137,709
	・ パーソナルコンピュータ借上料			(113,652)
	1 7 備品購入費		443,000	442,596
	・ ポンプ車ドライブレコーダー			(182,996)
	・ 消火ホース (10本)			(259,600)
	1 8 負担金補助及び交付金		22,639,000	15,848,014
	・ 非常勤消防団員等公務災害補償			(2,601,072)
	3 災害対策費		77,435,000	72,228,848

令和3年度月別消防団員出動状況

1 出動回数

(単位:回)

	本部			第一分団			第二分団			第三分団			第四分団			第五分団			計		
	火災	訓練	警戒	火災	訓練	警戒	火災	訓練	警戒	火災	訓練	警戒	火災	訓練	警戒	火災	訓練	警戒	火災	訓練	警戒
4月	3	3	0	3	6	3	5	5	3	6	12	1	4	10	0	5	11	4	26	47	11
5月	4	2	0	4	9	3	5	5	3	5	7	0	4	14	0	4	10	4	26	47	10
6月	3	2	0	4	8	2	4	5	3	4	7	1	6	12	0	3	12	4	24	46	10
7月	0	3	0	3	8	3	2	8	3	1	10	0	5	12	0	1	13	4	12	54	10
8月	4	2	0	5	8	3	3	4	3	5	10	0	5	8	0	4	7	4	26	39	10
9月	2	3	0	3	11	3	2	4	3	3	7	0	2	9	1	3	6	3	15	40	10
10月	1	2	0	4	8	4	3	10	4	7	10	0	6	9	0	2	7	4	23	46	12
11月	1	2	1	5	10	5	2	6	7	4	10	1	3	9	4	1	10	5	16	47	23
12月	2	3	2	4	6	5	3	8	5	6	8	2	5	9	2	5	6	6	25	40	22
1月	2	9	0	3	11	3	4	7	3	5	8	0	2	8	0	2	8	2	18	51	8
2月	0	3	0	3	6	3	0	7	1	2	7	0	0	8	0	0	9	4	5	40	8
3月	4	4	1	8	9	4	7	8	6	9	8	1	7	9	3	7	7	5	42	45	20
計	26	38	4	49	100	41	40	77	44	57	104	6	49	117	10	37	106	49	258	542	154
	68			190			161			167			176			192			954		
月平均	5.7			15.8			13.4			13.9			14.7			16.0					

2 出動人数

(単位:人)

	本部			第一分団			第二分団			第三分団			第四分団			第五分団			計		
	火災	訓練	警戒	火災	訓練	警戒	火災	訓練	警戒	火災	訓練	警戒	火災	訓練	警戒	火災	訓練	警戒	火災	訓練	警戒
4月	10	6	0	13	23	12	20	36	15	30	94	4	29	67	0	41	60	20	143	286	51
5月	8	8	0	9	39	11	15	32	15	28	25	0	27	100	0	22	66	18	109	270	44
6月	5	8	0	13	37	6	12	23	15	18	41	4	37	87	0	20	85	20	105	281	45
7月	0	6	0	5	25	11	4	29	15	4	57	0	25	82	0	5	83	17	43	282	43
8月	7	2	0	17	31	11	6	28	15	26	48	0	26	54	0	16	41	20	98	204	46
9月	2	8	0	13	49	14	7	17	15	14	22	0	10	47	5	17	21	15	63	164	49
10月	1	5	0	10	32	18	7	39	16	42	69	0	24	52	0	15	22	19	99	219	53
11月	2	5	4	16	40	23	6	25	34	16	45	5	17	45	16	8	33	25	65	193	107
12月	4	11	8	17	29	33	15	50	36	39	41	26	23	49	17	26	29	44	124	209	164
1月	4	18	0	12	50	14	12	49	14	28	40	0	10	42	0	12	50	9	78	249	37
2月	0	6	0	12	23	12	0	33	5	6	33	0	0	41	0	0	38	20	18	174	37
3月	7	9	3	35	35	17	19	36	29	60	40	5	36	48	14	52	20	25	209	188	93
計	50	92	15	172	413	182	123	397	224	311	555	44	264	714	52	234	548	252	1,154	2,719	769
	157			767			744			910			1,030			1,034			4,642		
月平均	13.1			63.9			62.0			75.8			85.8			86.2					
※	3.3			5.3			4.8			5.8			7.8			5.7			5.4		
支給金額(円)	596,600			2,914,600			2,827,200			3,458,000			3,914,000			3,929,200			17,639,600		

※ 団員の1月当たりの出動回数(令和4年3月31日時点の団員数)

※ 警戒に広報活動含む。

令和 4 年度消防費予算について

1 令和 4 年度当初予算

- (1) 全体予算 466 億 8,800 万円 (453 億 5,000 万円)
- (2) 消防費 16 億 3,254 万 4 千円 (15 億 5,496 万 3 千円)
- (3) 割合 3.5% (3.4%)

※ () 内は、令和 3 年度当初予算関係

2 令和 4 年度消防費予算の内訳

- (1) 消防事務委託に要する経費 14 億 8,139 万 5 千円
- (2) 消防施設維持管理に要する経費 3,320 万 4 千円
- (3) 消防団活動に要する経費 6,136 万 7 千円
- (4) 災害対策に要する経費 5,596 万 3 千円
- (5) 防災訓練に要する経費 32 万 8 千円
- (6) 国民保護対策に要する経費 28 万 7 千円

3 消防費予算の主な新規事業等

- (1) 第 2 分団詰所手摺他塗裝修繕
- (2) 第 3 分団詰所 1 階東側水銀灯廻り及び自動点灯スイッチ廻り外壁修繕
- (3) 消火栓標示区画線修繕
- (4) 防火帽購入
- (5) 消防団員備蓄食料更新
- (6) 新入団員被服購入
- (7) 地域防災計画策定支援委託
- (8) その他 共済費・出初式関係費・健康診断委託料・消火ホース・ポンプ車車検など